

議案第106号

大田原市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について
大田原市公民館条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月11日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市公民館条例等の一部を改正する条例

(大田原市公民館条例の一部改正)

第1条 大田原市公民館条例(昭和45年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>他の条例に定めるもののほか、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)</u> _____の<u>規定に基づき、公民館の設置及び管理並びに公民館運営審議会</u>に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 中央公民館に中央公民館長<u>その他必要な職員</u>を置く。 2 地区公民館に地区公民館長<u>その他必要な職員</u>を置くことができる。</p> <p>(公民館運営審議会)</p> <p>第4条 中央公民館に法第29条第1項の規定による<u>大田原市</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は_____、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。) <u>第24条</u>の規定に基づき、公民館の設置及び管理_____に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 中央公民館に中央公民館長、<u>その他必要な職員</u>を置く。 2 地区公民館に地区公民館長、<u>その他必要な職員</u>を置くことができる。</p> <p>(大田原市公民館運営審議会)</p> <p>第4条 中央公民館に法第29条第1項の規定に<u>基づき、大田</u></p>

公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置き、25人以内の委員をもって組織する。

（使用の許可）

第6条（略）

2 教育委員会は、地区公民館の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1)～(3)（略）

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

（使用料）

第7条（略）

2（略）

3 教育委員会が公益上必要と認める使用については、使用料を減免することができる。

（使用許可の取消し等）

第8条 教育委員会は、使用者がこの条例及びこれに基づく規則に違反し、又はそのおそれがある場合は、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

2 前項の場合、使用者において損害を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

（原状回復の義務）

第9条 使用者は、地区公民館の使用が終わったとき又は前条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備その他を原状に復さなければならない。

原市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置き、25人以内の委員をもって組織する。

（使用の許可）

第6条（略）

2 教育委員会は、地区公民館の使用については、次の各号の二に該当するときは、使用を許可しない。

(1)～(3)（略）

(4) その他教育委員会が適当でないと認めたとき。

（使用料）

第7条（略）

2（略）

3 教育委員会が公益上必要と認めた使用については、使用料を減免することができる。

（使用許可の取消し）

第8条 教育委員会は、使用者がこの条例及びこれに基づく規則に違反し、又はそのおそれがある場合は、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

2 前項の場合、使用者において損害を受けることがあっても、教育委員会はその補償の責を負わない。

（原状回復の義務）

第9条 使用者は、地区公民館の使用が終ったとき又は前条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備その他を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、地区公民館の使用に際して、施設及び備付物件を毀損し、又は滅失したときは、教育委員会が認定するところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合は、賠償額を減免することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、地区公民館の使用に際して、施設及び備付け物件をき損し、又は滅失したときは、教育委員会が認定するところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認められた場合は、賠償額を減免することができる。

(委任)

第11条 この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(大田原市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例(平成元年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
<p>(許可の基準)</p> <p>第5条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が適当でない</u>と認めるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は _____、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上必要と<u>認める</u>使用については、使用料を減免することができる。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者がこの条例及びこれに基づく規則等に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、その使用を停止若しくは変更させ、又は使用許可を<u>取り消す</u>ことができる。</p> <p>2 前項の取消し等により、使用者等がいかなる損害を受けることがあっても、市はその補償の<u>責めを負わない</u>。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第8条 使用者は、改善センターの使用が終了したとき<u>又は前</u></p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第5条 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他市長が適当でない</u>と認めるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>第4条の規定により許可を受けたときは</u>、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上必要と<u>認めた</u>使用については、使用料を減免することができる。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者がこの条例及びこれに基づく規則等に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、その使用を停止若しくは変更させ、又は使用許可を<u>取消す</u>ことができる。</p> <p>2 前項の取消し等により、使用者等がいかなる損害を受けることがあっても、市はその補償の<u>責を負わない</u>。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第8条 使用者は、改善センターの使用が終了したとき、<u>又は</u></p>

条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備その他を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 使用者は、改善センターの建物、施設、備品等を故意又は重大な過失により、損傷又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

別表(第6条関係)

- 1 大田原市親園農村環境改善センター使用料 (略)
- 2 大田原市湯津上農村環境改善センター使用料

使用区分	単位	使用料
(略)	1時間	(略)
体育館		1,000円

備考 (略)

前条第1項の規定により使用を停止若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備その他を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 使用者は、改善センターの建物・施設及び備品等を故意又は重大な過失により、損傷又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

別表(第6条関係)

- 1 大田原市親園農村環境改善センター使用料 (略)
- 2 大田原市湯津上農村環境改善センター使用料

使用区分	単位	使用料
(略)	1時間	(略)
多目的ホール		500円

備考 (略)

(大田原市黒羽農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 大田原市黒羽農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(休館日) 第3条 大田原市黒羽農業構造改善センター(以下「構造改善センター」という。)の休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u>	(休館日) 第3条 大田原市黒羽農業構造改善センター(以下「構造改善センター」という。)の休館日は、 <u>12月29日から翌年1月3日まで</u> とする。 (新設)

に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 (略)

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、構造改善センターの使用を許可しないことができる。

(1)~(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)~(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、構造改善センターの管理上支障があるとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 (略)

2 前項に規定する使用料は、使用の許可を受けた際、納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(新設)

2 (略)

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、構造改善センターの使用を許可しないことができる。

(1)~(3) (略)

(4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)~(3) (略)

(4) その他構造改善センターの管理上支障があるとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 (略)

2 前項に規定する使用料は、使用の許可を受けた際、納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

別表（第10条関係）

使用区分	単位	使用料
(略)	1時間	(略)
調理室		500円

備考 (略)

別表（第10条関係）

大田原市黒羽農業構造改善センター使用料

使用区分	単位	使用料
(略)	1時間	(略)
農産加工所		500円

備考 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。